

# 市立小・中学校等高木樹木剪定業務委託 仕様書

- 1 対象物 委託対象物は、別紙対象樹木一覧のとおりとする。
- 2 業務内容
  - ①受注者は、指定された樹木を強剪定し、その樹木の特性を考慮し樹形を整備しながら樹木のバランス及び美観を図らなければならない。
    - ※ 強剪定とは、①の内容に加え、枝葉が繁茂しすぎ、通風、日照等が阻害され台風等による枝折れ、倒木等が発生することの予防のため、骨格となる枝等の4/5程度まで剪定することとする。
    - ※ 指定された樹木とは、所定の色のテープが巻かれた樹木を指す。使用するテープの色は、内訳書の学校名欄に明記している。
  - ②作業中は、落下物に気を付け、人・建物・車両・電線等に損害を与えないよう十分注意すること。剪定した枝葉は、速やかに処理するとともに周辺を清掃すること。
  - ③剪定枝等の処分は、資源の有効利用を推進するため、可能な限り再資源化業者で処分を行うこと。
  - ④剪定することで樹木が枯死等する恐れがある場合、事前に発注者と協議を行うこと。
  - ⑤受注者は、業務に疑義を生じたときは発注者と協議を行うこと。
- 3 実施時期 契約締結日～令和8年10月31日までとする。ただし、施設管理責任者（学校長）及び教育委員会から要望がある場合は、協議の上、対応すること。
- 4 提出書類
  - ①業務予定表  
施設管理責任者（学校長）と調整のうえ、作業予定表を発注者へ提出すること。
  - ②業務写真  
着工前、作業中、完了の工程及び処分状況が確認できる写真を提出すること。
- 5 支払方法
  - ①契約金額は、入札額に消費税及び地方消費税を加えたものとする。
  - ②受注者は、業務完了後に契約金額を請求するものとする。
  - ③発注者は、前項の請求を受けた日から30日以内に契約金額を受注者に支払うものとする。
- 6 損害賠償 作業実施中に万一事故が発生した場合は、受注者の負担において事故の処理をすること。また、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者がその損害を賠償すること。

- 7 法令の遵守 受注者は、道路交通法等の関連法令を遵守するとともに、施設周辺の住民の安全に十分配慮すること。
- 8 現地確認 ①本業務の入札にあたり、対象樹木一覧に不明項目のある学校について下記のとおり任意参加での現地確認を行う。現地確認への参加を希望する者は、確認結果通知日の翌日の令和8年6月23日(火) から 令和8年6月25日(木) 正午までの間に、事業者名及び参加を希望する学校名を記載の上、電子メールで教育総務課へ申し込むこと。  
※申込締切後、申込者が1社もいなかった学校については、現地確認を実施しない。
- ②各校とも駐車スペースに限りがあるため、公共交通機関を利用するか、近隣のコインパーキング等に駐車すること。
- ③本確認への参加の有無を問わず、受注者は現地の状況を熟知・了承の上で応札したものと見なし、契約後の現地未確認や想定との相違等を理由とした費用の増額、工期の延長等の申し立ては一切認めない。  
※対象校：八雲東小学校、佐太小学校、よつば小学校、八雲中学校、大久保中学校 の5校。  
※現地確認のスケジュールは、令和8年6月26日(金)正午までに希望者にFaxにて通知する。
- 9 その他 ①受注者が発注者に報告せずに、仕様と異なる樹木を剪定した場合、増額の請求はできない。
- ②この仕様書に定めがない事項は、発注者と受注者の協議の上、定めるものとする。
- ③諸官庁への手続き及び届け出等は、受注者の負担により、受注者が行うものとする。
- ④本書に記載のない事項であっても現場の状況に応じ、発注者が必要と認める軽微な業務については、受注者は対応しなければならない。
- ⑤対象樹木が住居等と隣接している場合、周辺の住民等に剪定を実施する旨を周知すること。
- ⑥剪定作業に伴い、近隣より苦情等があった場合は、受注者において対応することとし、対応後は顛末を発注者に報告すること。